

○上越教育大学学校教員養成・研修高度化センター教育実践研究 編集細則

(令和5年3月23日細則第7号)

(趣旨)

第1条 この細則は、上越教育大学学校教員養成・研修高度化センター規則（平成16年規則第27号）第12条に基づき、上越教育大学学校教員養成・研修高度化センター（以下「学教センター」という。）が発行する学校教育に関する理論的・実践的研究の成果に関する刊行物の編集に関し必要な事項を定める。

(名称)

第2条 前条に規定する刊行物の名称は、上越教育大学学校教員養成・研修高度化センター「教育実践研究」（以下「教育実践研究」という。）とする。

(発行時期)

第3条 教育実践研究は、毎年3月に発行する。

(発行目的)

第4条 教育実践研究は、学教センターにおいて、学校教育に関する理論的・実践的知識を集積し、それを活用できるようにすることで、学校教育全般の質の向上に資することを目的とする。

(投稿資格)

第5条 教育実践研究に投稿できる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学教センター所属教員
- (2) 上越教育大学（以下「本学」という。）の附属学校教員
- (3) 新潟県の公立学校等教職員（本学大学院在学中の現職教員並びに人事交流により地方自治体及び社会教育施設等に在職中の者を含む。）
- (4) 本学の大学教員のうち第1号を除いた者

(執筆資格)

第6条 教育実践研究に投稿する論文を執筆できる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号から第3号までに規定する者
- (2) 前条第4号に規定する者で執筆を希望するもの。ただし、同条第2号又は第3号に規定する者を筆頭執筆者（ファースト・オーサー）とする共同執筆に限る。
- (3) 前各号以外の者で執筆を希望するもの。ただし、前条第1号から第3号までに規定する者を筆頭執筆者（ファースト・オーサー）とする共同執筆に限る。

(掲載対象)

第7条 掲載対象は、学校教育に関する理論的・実践的研究に関する論文とする。ただし、同様の観点から学教センターがその事業の一環として作成した授業実践報告、調査研究報告、書評及び翻訳等も掲載することがある。

2 筆頭執筆者（ファースト・オーサー）として執筆できる論文の数は、教育実践研究1回の発行につき1人1論文とする。

(執筆内容)

第8条 論文の執筆内容は、次の各号に掲げる要件を満たすものとし、執筆者がすべての責任を負うものとする。

- (1) 他の学術雑誌、書籍・論文集に未発表の原著論文であること。
- (2) 先行研究に照らして、実践研究の意義が明確に盛り込まれていること。
- (3) 研究の実証性があること。
- (4) 研究の目的（ねらい）、方法（手続き）、結果及び考察が的確に論述されていること。
- (5) 本学の大学院生等が執筆者である場合には、その内容が作成中の修士論文等と重複していないこと。
- (6) 第三者が著作権等の各種権利を保有する部分や個人情報に相当する部分に係る許諾表示及び必要な謝辞等について、関係法令等を踏まえ明示していること。

（編集委員会）

第9条 教育実践研究の編集・発行を行うため、学教センターに教育実践研究編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。

- 2 編集委員会の委員長は、学校教育実践部門長をもって充てる。
- 3 編集委員会の委員は、学校教育実践部門の教員から委員長が指名する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、指名する本学教員を委員に加えることができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を編集委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

（掲載原稿の選考等）

第10条 投稿論文は、編集委員会の選考を経て掲載する。ただし、必要に応じて、編集委員会は、内容、叙述等の変更を求めることがある。

- 2 編集委員会は、投稿論文の選考に当たって、審査協力者（査読者）を依頼することができる。
- 3 編集委員会は、掲載する論文を募集するに当たり、執筆要領その他投稿に必要な情報を募集要項として取りまとめ、公開するものとする。

（著作権等）

第11条 掲載された論文の著作権は、著者に帰属する。ただし、編集委員会は、著者から個別に同意又は許諾を得ることなく、その頒布のために複製、媒体変換及び公衆送信することができる。

- 2 掲載された論文を編集委員会の許可なく無断で複製又は転載することはできない。
- 3 執筆者が他の出版物に転用する場合には、予め文書によって編集委員会の承認を得なければならない。

（リポジトリ登録等）

第12条 掲載された論文は電子化し、本学リポジトリへ登録及び学教センターウェブサイトへ掲載しインターネットを通じて公開する。

（刊行物等の配布）

第13条 掲載された論文の投稿者に、当該教育実践研究2部と抜き刷り30部を無料で配付する。

(原稿返却等)

第14条 投稿原稿等は一切返却しない。

2 投稿者は、投稿原稿の不採用が決定される前に当該原稿を他の場所で公刊してはならない。

(その他)

第15条 この細則に定めるもののほか、教育実践研究の編集・発行に関し必要な事項は、編集委員会が別に定める。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。